

鬼怒川河川整備計画有識者会議公開規程

(目的)

第1条 本規程は、鬼怒川河川整備計画有識者会議（以下「会議」という。）規約第6条の規定に基づき、会議の公開の方法を定めるものである。

(会議開催の周知)

第2条 会議の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに国土交通省関東地方整備局、下館河川事務所及び鬼怒川ダム統合管理事務所ホームページ（以下「HP」という。）により一般に周知する。

(会議の傍聴)

第3条 会議の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定めるものとする。

(資料の配付)

第4条 会議で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、会議の場で傍聴人にも配布する。

(資料等の公開)

第5条 会議で委員に配布された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、HPにて公表する。

2 事務局は会議終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後HPにて公表するものとする。

(その他)

第6条 本規程の変更や本規程に定めなき事項については、会議で定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、令和8年1月7日から施行する。